相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西春日井郡西春村大字鍛治ケ一色八四五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　朝田　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月三十日

名古屋市中区丸の内三丁目二一番三一号協和丸の内ビル五〇一堤・安田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　堤　真吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市宮崎町字亀穴三五番地一、最後の住所愛知県岡崎市錦町一〇番地一三　被相続人　亡　山本　武史

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月三十日

愛知県岡崎市竜美北一―五―七コーポ村上二階竜美北法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中倉　秀一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宍粟市山崎町神谷九七番地、最後の住所兵庫県姫路市神子岡前二丁目三番八―二〇三号　被相続人　亡　立花　正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月三十日

兵庫県姫路市北条宮の町三九二番地　弁護士法人菊井法律事務所　相続財産管理人　弁護士　石原　浩史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口市三和町一七番、最後の住所山口市三和町一七番三一―一〇〇三号　被相続人　亡　湯原　浩子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月三十日

神戸市中央区三宮町二丁目一番一号センタープラザ西館五〇一神戸中央法律事務所　相続財産管理人　弁護士　藤原　孝洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市阿賀中央八丁目四四二四番地一、最後の住所広島県東広島市黒瀬切田が丘一丁目三一番一号　被相続人　亡　山本　義博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月三十日

事務所　広島市中区八丁堀五番二三号　オガワビル六〇三　相続財産管理人　弁護士　森山　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上益城郡嘉島町大字下六嘉三七八八番地、最後の住所アメリカ合衆国以下不詳　被相続人　亡　大森　和枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月三十日

事務所熊本市北区清水新地六丁目一番一五号パル新地A一〇一号　相続財産管理人　司法書士　末松　恵美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県鹿児島市長田町四九番地、最後の住所宮崎県都城市山之口町富吉三九七九番地一　被相続人　亡　乗越　昭一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月三十日

宮崎県宮崎市旭一丁目七番一二号エスポワール宮崎県庁通り二〇五号小城和男法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小城　和男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島県曽於市末吉町南之郷四〇四番地二、最後の住所宮崎県都城市蓑原町三一四〇番地八　被相続人　亡　川畑　洋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月三十日

宮崎県宮崎市旭一丁目七番一二号エスポワール宮崎県庁通り二〇五号小城和男法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小城　和男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県日南市園田三丁目五番、最後の住所宮崎県日南市園田三丁目五番一三号　被相続人　亡　隈本　繁

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月三十日

宮崎県日南市飫肥五丁目四番五五号　相続財産管理人　石灘　淳子

無縁墳墓等改葬公告

長年にわたり連絡が取れないために、境内墓地整備の一環として無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年六月三十日

一、墳墓等所在地　山梨県甲府市愛宕町二〇八番地

一、墳墓の基数及び名称　四十四基、長禅寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　丸茂秀松、丸茂常治、中田鹿治郎、中田宇め、他中田家区画内に氏名不詳二霊、矢島丑吉、矢島玉枝、角田戈雄、角田米代、角田哲男、長田新平、長田平三、長田平治、他長田家区画内に氏名不詳四霊、網野吉平、〇川政助（〇は文字不明）、和田平男、和田籐右エ門、他網野家区画内に氏名不詳八霊、末木祐吉、光子、清三郎、み祢、他末木家区画内に氏名不詳七霊、小林家区画内に氏名不詳三霊、中澤積次郎、中澤まき、中澤雅夫、中澤義明、中澤つね、中澤眞文、中澤一枝、中澤美学、他中澤家区画内に氏名不詳三霊、市川家（氏名不詳）、網野榮助、他網野家（前出の網野家とは別家）区画内に氏名不詳十四霊、小倉菊三、小倉清子、小田切春吉、小田切ちよじ、他小田切家墓地内に氏名不詳二霊、小池正治郎、小池益五郎、小池平七、小池だい、小池平七（二代目）、小池忠三郎、藤森艶子　以上本籍は全て不詳

一、改葬を行おうとする者　山梨県甲府市愛宕町二〇八番地　長禅寺代表役員　鈴木　高昭

所在不明株主の株式売却に関する異議申述の公告

当社は、会社法第一九七条第二項により、所在不明株主の株式について、裁判所の許可を得て任意売却する方法によって売却することを決定いたしました。

つきましては、左記の株主様ご保有株式を売却することに対し異議のある株主様及びその他の利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内に、左記の異議申述先宛にその旨お申し出下さいますよう、同法第一九八条により公告いたします。

平成二十八年六月三十日

神奈川県愛甲郡愛川町中津四〇三六番地一　国土開発工業株式会社　代表取締役　清水　嘉弘

記

株主名簿上の株主の氏名及び住所

株式の種類及び数

【異議申述先】

神奈川県愛甲郡愛川町中津四〇三六番地一　国土開発工業株式会社経営企画本部総務部　電話番号　〇四六―二二一―三三八八　普通株式　三三三八株

東洋オイルパワー株式会社　東京都練馬区豊玉北五丁目二三―一　普通株式　三三三八株

小松実業株式会社　埼玉県さいたま市浦和区岸町五丁目九―二六　普通株式　三三三八株